平成２２年（フ）第１７８号
香川県丸亀市土器町西４丁目71番地　花房ビル305号
債務者　長尾かおり（変更前の名長尾由香）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７４８号
鹿児島県鹿児島市川上町819番地５
債務者　前山　健一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目22番77―52号
債務者　立山　光則
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目36番25―205号
債務者　今村　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
北海道小樽市入船１丁目９番20号　入船アパート３ＦのＡ、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目７番12号
債務者　鎌田　善夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３９号
北海道小樽市奥沢１丁目24番26号、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町174番地の１
債務者　村上健太郎
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４１号
北海道小樽市入船２丁目13番９号
債務者　大橋　範之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４４号
北海道余市郡赤井川村字常盤191－１　キロロ第２しらかば寮M306号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸２条５丁目１番12―602号
債務者　田河　章宏
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２０号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3105番地３
債務者　市川　健二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目19番地３
債務者　藤原　孝史
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
茨城県龍ケ崎市小柴３丁目２番地１　パークサイドヒルズＢ棟104号室
債務者　髙谷　雅巳
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン１―106
債務者　坂本　光夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
茨城県取手市高須2452番地
債務者　飯塚　慶造
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
茨城県取手市高須2452番地
債務者　飯塚やす子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
富山市上滝420番地、前住所富山県中新川郡立山町岩峅寺136番地の19
債務者　高見　　淳
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２４号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目９番３―306号
債務者　早瀬　千穂
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
長崎県長崎市横尾３丁目６の２　村本アパート202、住民票上の住所長崎県佐世保市日宇町2507番地２
債務者　丸田　里絵（旧姓酒井・堀内）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係